

砂 川 市 訓 令 第 4 2 号

令和 7 年 6 月 2 日

砂川市多面的機能支払交付金交付要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市多面的機能支払交付金交付要領の一部を改正する訓令

砂川市多面的機能支払交付金交付要領（平成27年訓令第41号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）を次のように改める。

1 農地維持支払交付金

（1）農地維持支払交付金の交付額

対象組織への農地維持支払交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、（2）に規定する地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た額に相当する額の合計とする。

（2）交付単価

農地維持支払交付金の交付単価は、次の表に定めるとおりとする。

地目	10アール当たりの交付単価
田	2,300円
畑	1,000円
草地	130円

2 資源向上支払交付金

（1）資源向上支払交付金の交付額

対象組織への資源向上支払交付金の交付額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、（2）に規定する交付単価を該当する対象農用地の面積に乗じて得た額に相当する額の合計とする。

（2）資源向上支払交付金の額は、次のアからウまでに規定するとおりとする。

ア 地域資源の質的向上を図る共同活動

資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の交付単価は、次の（ア）から（エ）までに定めるとおりとする。

（ア）基本単価

資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の基本となる交付単価は、次の表に定めるとおりとする。

地目	10アール当たりの交付単価
田	1,920円
畑	480円
草地	120円

（イ）多面的機能の増進を図る活動の取扱い

（ア）及び（エ）において、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該交付単価に $5/6$ を乗じた額を交付単価とする。

（ウ）加算単価

a 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、1取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から2取組以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次の表に定めるとおりとする。

地目	10アール当たりの交付単価
田	320円
畑	80円
草地	20円

b 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、次の表に定めるとおりとする。

(a) 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする。）

(b) 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする。）

地目	10アール当たりの交付単価
田	320円

c 環境負荷低減の取組への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する取組を行い、取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に加算できる交付単価は、次の表に定めるとおりとする。

(a) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組

(b) 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組

(c) 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組

(d) 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組

(e) 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

区分	10アール当たりの交付単価
長期中干し	800円

冬期湛水	4,000円
夏期湛水	8,000円
中干し延期	3,000円
江の設置等 (作溝実施)	4,000円
江の設置等 (作溝未実施)	3,000円

(エ) 継続地区の交付単価

- a 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づき、市長から認定を受けた事業計画において対象となる資源として位置付けて、資源向上活動（共同）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、(ア)並びに(ウ)の a 及び b に掲げる表中の交付単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。
- b (ウ)の c を5年間以上実施した農用地については、(ウ)の c に掲げる表中の交付単価に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。

イ 施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動に対する交付金の上限額は、次の表に定める単価（直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に5／6を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乘じて得た額に相当する額の合計とする。なお、実施要綱に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

地目	10アール当たりの交付単価
田	3,400円
畑	600円
草地	400円

ウ 組織の広域化・体制強化

対象組織への組織の体制強化に対する支援として、実施要綱に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付できる交付額は、次の表に定めるとおりとする。

区分	1組織あたりの交付額
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40万円

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第7号様式、別記第9号様式、別記第10号様式、別記第12号様式及び別記第13号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和7年6月2日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

砂川市多面的機能支払交付金活動計画書承認申請書

砂川市長

様

		申請 年月日	年	月	日
組織名					
代表者					

砂川市多面的機能支払交付金交付要領第2条第1項の規定に基づき、砂川市多面的機能支払交付金活動計画書の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第 3 号様式（第 2 条関係）

砂川市多面的機能支払交付金活動計画書変更承認申請書

砂川市長

様

	申請 年月日	年 月 日
組織名		
代表者		

砂川市多面的機能支払交付金交付要領第 2 条第 3 項の規定に基づき、砂川市多面的機能支払交付金活動計画書の変更承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

砂川市長 様

組織名

代表者

砂川市多面的機能支払交付金交付申請書

砂川市多面的機能支払交付金交付要領第4条の規定に基づき、下記のとおり交付金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

計	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金
円	円	円

2 交付金の振込先

金融機関(ゆうちょ銀行以外)												
金融機関名										支店名		
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金										支店		
預金種別(該当のものにレ印をつけてください。)								口座番号(7ケタに満たない場合は、右詰めで記入)				
☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知												
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》												
ゆうちょ銀行												
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号(右詰めで記入)						

フリガナ												
口座名義												
住所	(〒 -) 北海道 市 区 町 村											

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義(カタカナ)がわかる箇所)を添付してください。

別記第 7 号様式（第 6 条関係）

砂川市多面的機能支払交付金実施状況報告書

砂川市長

様

		報告年月日	年	月	日
組織名					
代表者					

砂川市多面的機能支払交付金交付要領第 6 条第 1 項の規定に基づき、砂川市多面的機能支払交付金に係る事業実績について、関係書類を添えて報告します。

年 月 日

砂川市長 様

組織名
代表者 印

砂川市多面的機能支払交付金請求書

年 月 日付け 第 号により交付額の確定の通知を受けた
砂川市多面的機能支払交付金について、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

別記第10号様式（第8条関係）

年 月 日

砂川市長 様

組織名

代表者

砂川市多面的機能支払交付金概算払申請書（第 回）

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた砂川市多面的機能支払交付金について、概算払を受けたいので、砂川市多面的機能支払交付金交付要領第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

概算払申請額内訳

項 目	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金
① 交付金の額	円	円
② 既受領額	円	円
③ 今回概算払申請額	円	円

別記第12号様式（第8条関係）

年 月 日

砂川市長 様

組織名
代表者 印

砂川市多面的機能支払交付金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により概算払の決定の通知を受けた
砂川市多面的機能支払交付金について、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

年 月 日

砂川市長 様

組織名

代表者

砂川市多面的機能支払交付金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた砂川市多面的機能支払交付金について、砂川市多面的機能支払交付金交付要領第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付金の変更承認を関係書類を添えて申請します。

記

1 変更前と変更後の交付申請額

	計	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金
変更前	円	円	円
変更後	円	円	円

2 変更の理由

3 変更の内容